

## 長野地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

### 長野労働局一般公示第6号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条に基づき長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、委員の推薦を希望する者は、下記「長野地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年8月25日

長野労働局長 三浦 栄一郎

記



### 長野地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

#### 1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長野県の区域内で

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。)
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (5) 電気機械器具製造業
- (6) 情報通信機械器具製造業
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) 眼鏡製造業(枠を含む。)
- (9) (1)、(2)、(3)、(7)又は(8)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (10) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(8)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。

また、使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長野県の区域内で

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。)
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (5) 電気機械器具製造業
- (6) 情報通信機械器具製造業
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) 眼鏡製造業(枠を含む。)
- (9) (1)、(2)、(3)、(7)又は(8)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(10) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(8)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

## 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

## 3 推薦手続

### (1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書によりそれぞれ推薦すること。

### (2) 推薦締切期日

令和7年9月9日(火)

### (3) 推薦書の提出先

長野労働局労働基準部賃金室（長野市中御所1丁目22番1号）

## 長野地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

### 長野労働局一般公示第7号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条に基づき長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、委員の推薦を希望する者は、下記「長野地方最低賃金審議会の専門部会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年8月25日

長野労働局長 三浦 栄一郎

記



### 長野地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

#### 1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長野県の区域内で

- (1) はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
  - (2) 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
  - (3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
  - (4) 自動車・同附属品製造業
  - (5) 船舶製造・修理業、船用機関製造業
  - (6) (4)又は(5)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
  - (7) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- また、使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、長野県の区域内において
- (1) はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
  - (2) 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
  - (3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
  - (4) 自動車・同附属品製造業
  - (5) 船舶製造・修理業、船用機関製造業
  - (6) (4)又は(5)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(7) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

## 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

## 3 推薦手続

### (1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書によりそれぞれ推薦すること。

### (2) 推薦締切期日

令和7年9月9日（火）

### (3) 推薦書の提出先

長野労働局労働基準部賃金室（長野市中御所1丁目22番1号）

別紙様式

令和 年 月 日

長野労働局長

三浦 栄一郎 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

(団体の場合は所在地・名称・代表者職氏名)

長野地方最低賃金審議会

労働者  
最低賃金専門部会の  
使用者

代表委員の候補者として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏名	年齢	現職（現在の職業・所属団体・地位 をすべて記入すること。）	略歴

# 内 諾 書

長野労働局長

三浦 栄一郎 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

私は、長野地方最低賃金審議会  
員に就任することを承諾します。

最低賃金専門部会の委